

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

1 再検証の要請について

2020年1月17日付け医政発0117第1号 厚生労働省医政局長通知により、公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について通知された。該当医療機関には、**県から具体的対応方針の再検討を要請した。**

(1) 基本的な考え方

今回の分析は、公立・公的医療機関等に求められている役割や疾病との関係性を踏まえ、一定の診療領域を設定し、当該医療機関でなければ担うことができない機能に重点化が図られているかについて行ったもの。

この分析結果をもって、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割やそれに必要な病床数や病床の機能の分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。

当該分析だけでは判断しえない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くされたい。

(2) 再検証内容

再検証対象医療機関は、以下①から③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について地域医療構想推進委員会で再検証を経たうえで合意を得ること。

- ① 2025年を見据えた自医療機関の役割
- ② 分析対象領域ごとの医療機能の方向性（機能統合や連携など）
- ③ ①、②を踏まえた機能別の病床数の変動

※ 一部の診療領域に特化している医療機関については、自医療機関が特定領域において担う役割及び医療機能等について明示的に説明すること。

※ 既に病床数や病床機能の再編等について、一定の対応をとることで地域医療構想推進委員会の合意を得ている場合も改めて合意を得ること。

「類似かつ近接」の要件に6領域すべて該当する医療機関を有する構想区域にあっては、以下の協議を行うこと。

構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討し、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議する。

(3) 再検証の期限について

医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃までとされていた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方については、改めて通知される。

（令和2年8月31日付け医政発0831第3号厚生労働省医政局長通知による）